



地域安全ニュース

令和2年12月 No.22



年末年始の長期休暇中に狙われる...

住宅侵入窃盗に注意!!

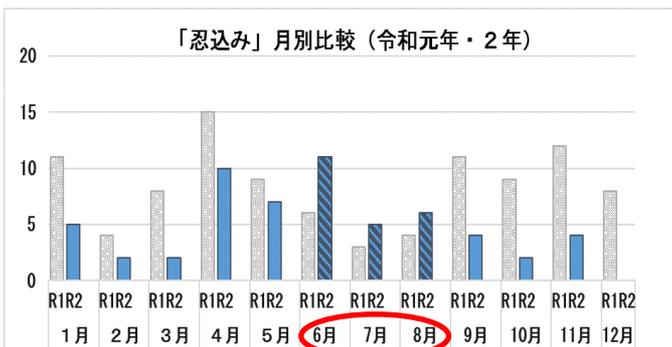
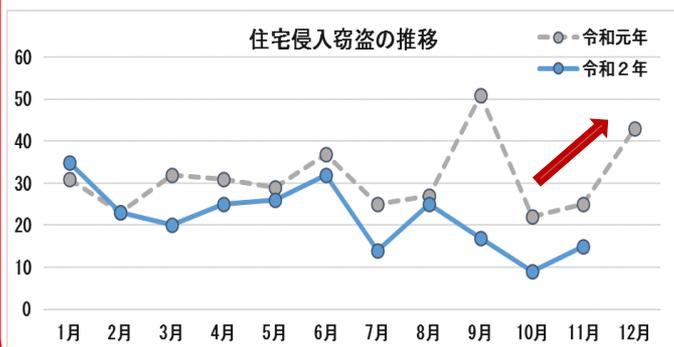


京都府内における住宅侵入窃盗（空き巣・忍込み・居空き）の被害認知件数は、241件（前年同期比 - 92件）と減少しているものの、令和元年の発生を見ると、年末にかけて増加傾向にあったことや、本年1月が前年より増加していたことから、**年末年始にかけて住宅に対する侵入窃盗被害の増加**が懸念されます。

特に、本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響もあり、刑法犯認知件数の総数が本年11月末で10,959件（前年同期比 - 3,088件）と大幅に減少している中、**6～8月にかけて、就寝中に被害に遭う忍込みが前年より増加**しており、その約8割が無締りの出入口や窓から侵入されています。

万が一、就寝中に侵入した窃盗犯と家人が鉢合わせした場合、凶器を示して金品を要求するなど強盗に転じるおそれもあります。

外出時だけでなく在宅中（就寝中）でも、玄関等出入口や（家人の居ない部屋の）窓は確実に施錠し、被害に遭わないための対策に努めましょう。 ※ 令和2年の数値については暫定値



【空き巣】

家人等が不在の住宅内に侵入し、金品を盗むもの。



【忍込み】

夜間家人等の就寝時に住宅内に侵入し、金品を盗むもの。



【居空き】

家人等が在宅し、屋敷、食事等をしているときに住宅内に侵入し、金品を盗むもの。



在宅中でも

～被害に遭わないために～



- 玄関（勝手口）や窓には、必ず鍵をかける！（補助錠を取り付けると防犯効果があります。）
- 置きカギ（郵便受けや植木鉢の下、メーターボックス内などにカギを隠すこと）をしない！
- 防犯カメラやセンサーライトなどの防犯機器を活用する！
- 不審者（車）を見かけたら、110番通報する！



窓からの侵入を防ぐ！

京都府警察本部 生活安全企画課 犯罪抑止対策室
075 - 451 - 9111

